



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

フロッピーに記録した総勘定元帳を商業帳簿と認めず！

～東京高裁、破産法 374 条 3 号にいう「商業帳簿」につき判断～

被告人 X の指図により、事情を知らない会計事務所が、コンピュータの総勘定元帳ファイルに虚偽の入力をしたところ、この入力行為が破産法 374 条 3 号の「商業帳簿への不正記載」に当たるとして起訴された刑事事件で、一審の千葉地裁は、商業帳簿には総勘定元帳ファイルが含まれると判示しましたが、控訴審は一審判決を破棄し、他の起訴事実については改めて有罪判決を言い渡しました。東京高検が異例の上告受理の申立てをしたことにより、パソコンの帳簿を巡って、初めての最高裁の判断が注目されています（平 12.10.3 東京高裁、判例タイムズ No.1053、295 頁、上告受理）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

I. 事案の概要

金融業者である被告人 X は、パチンコ店甲会社の代表者と共謀して、倒産寸前の甲会社の財産を隠匿しようと企て、事情を知らない会計事務所に対し、甲会社が被告人 X の関係者に 20 億円の金銭債務を負担しているという虚偽の会計処理をするよう指示し、甲会社の顧問税理士は、パソコンで処理するフロッピー・ディスク上に記録された総勘定元帳ファイルに入力したところ、この入力行為が破産法 374 条（詐欺破産罪）3 号の「法律ノ規定ニ依リ作ルヘキ商業帳簿」の「之ヲ隠匿又ハ毀棄スルコト」に当たるとして起訴されました。

II. 平 9.3.27 千葉地裁の判断

電磁的記録物としての総勘定元帳のファイルは、それ自体可視的、可読的ではないけれども、必要な時には、いつでもプリントアウトすることによって、可視的・可読的な総勘定元帳として再生することのできるものであり、再生された文書としての総勘定元帳と電磁的記録物とは一体不可分な関連を有するというべきであるから架空債務をコンピュータに入力した行為は商業帳簿の不正記載に当たる（判例集未登載）。

III. 平 12.10.3 東京高裁の判断

昭和 62 年の刑法の一部改正により、電磁的記録不正作出罪（刑 161 の 2）等の罰則の整備、公正証書原本不実記載罪（同 157）の改正が行われたのは、刑法の適用上、電磁的記録が文書という概念に包含させ難い面があることを承認した上で、それまでの文書犯罪の規定に修正を加え、電磁的記録を処罰の対象とする明文規定を設けたものである。このように刑法が改正されたことにより、少なくともこの改正以後においては、破産法 374 条 3 号に規定する帳簿に関する犯罪についても、明文の規定を設けない限り、電磁的記録を帳簿と認め、あるいは、これに準ずるものと認めて、現行の規定により処罰することは許されないというべきである。

近時、コンピュータを使用した会計処理システムの普及により、破産処理手続上でも従前の文書の概念を前提とした詐欺破産罪の規定では、適正な対処が困難又は不可能な類型の不正行為が出現していることは裁判所にも顕著な事実であるが、しかし、法益侵害の危険性、処罰の必要性があるからといって、一審判決のような解釈を採用することは、罪刑法定主義に反するという誹りを免れ難いのであって、このような事態への対処は立法によるべき筋合いである。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

平成 8 年の民事訴訟法の改正により、最高裁への上告は、①憲法違反、②法令違反のうち重大な手続違反の場合でなければ上告することができなくなりました。東京高検が最高裁へ異例の上告受理を申し立て最高裁がこれを受理したことの背景には、パソコンなどを使った商業帳簿への不正記載が横行することへの危機感があるといわれています。破産法の制定当時には存在しなかったコンピュータによる情報処理の普及という最近の状況にどう対処すべきか、大変難しい問題であるといえます。

……………（資料提供 税法データベース編集室）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判8枚）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。